

ハンセン病問題と私たちの責任

はじめに～新型コロナ禍とハンセン病

1. ハンセン病とはどういふ病か？

・ハンセン病は「らい菌」によって起こる感染症で、手足や、顔などの外見に変化や知覚障害、発汗障害などを引き起こす。らい菌は感染力が弱く、抵抗力が弱い乳幼児期にたくさん菌に濃厚に触れることがないかぎり、日常生活で感染することおほとんどないと言われている。感染し、発病するかもしれないが、自己免疫の強さで決定するとも言われる。また感染しても実際には発病することはまれで、発病しても早期発見と適切な治療を行えば確実に治る。

2. ハンセン病問題の歴史(別紙)

3. 病み棄てられた人々～ハンセン病差別とは何であったか

①終生隔離(島田等「病棄て」) ⇒※⑤⑥⑦に接続

「病毒伝播ノ虞アルモノヲ…療養所ニ入所セシムベシ」(「癩予防法」1931 年)

<離島隔離> <園内通貸> <容疑者> <棄天地・棄園>

②業病・天刑病・国辱病(日の丸の汚点)

神道・陰陽道＝ケガレ、仏教＝因果応報、血脈相承＝世襲制

③ワセクミニー(断種／不妊・中絶手術)

1915(大正4)年、当時の東京全生病院院長光田健輔が提唱し、結婚の条件として始めた。もちろん、そのねらいは「子孫絶滅」であり、「国民資質ノ向上ヲ期スル」(国民優生法)ことであった。その後、1948(昭和23)年成立の「優生保護法」において、「癩疾患」に罹る者の優生手術が合法化された。 <罪人の報い>
<断種>1949～1996/1, 550件

<人工妊娠中絶>1955～1996/3, 173件

* 多摩全生園自治会調査 1915(大正4)～1938(昭和13)/346人

④偽名と家族被害

入園者の多くが二つ以上の名前を持つ。住所も県か、せいぜい市・郡までしか明らかでない人が多い。中には「この世にいないことになっている」人もいる。なぜなら、自分が療養所にいることが分かったら、家族に迷惑がかかるから。現に、それと分かって家族が村八分になったり、きょうだいの結婚が破談になったり、学校でいじめられたりしたという。 <偽名=存在の否定> <「名乗」を許さない社会>

⑤「らい予防法」(1953 年)

第6条(国立療養所への入所)、第7条(従業禁止)、第8条(汚染場所の消毒)、第15条(外出の制限)、第16条(秩序の維持)…30日以内の「謹慎」

⑥懲戒検束と監禁室・重監房

1916(大正5)年の「癩予防ニ関スル件」施行規則が訂正で所長に「懲戒検束権」が規定され、「監禁室」が設置された。1936(昭和11)年には「無癩県運動」が愛知県から全国に広がり、患者の「狩り込み」が行われた。さらに、1938(昭和13)年には栗生楽泉園に「重監房」が設置され、1947(昭和22)年までの9年間に93人が「投獄」、内23人が「獄死」した。また、期間100日以上が43人だった。

* 「国立療養所患者懲戒検束規定」—1931(昭和6)年1月30日認可

謹慎・謹慎・減食・監禁・謹慎及減食・監禁及減食(必要)認ムルトキハ二ヶ月迄)

⑦棄天地と家族主義(救いの思想)

・「らい患者は家族から追い出されて、いる場所がない現状である。島に移す(孤島隔離)というに残響に聞かせるが、患者はあちこちで苦しめられるよりも、一つの棄天地に入ることが希望している。」(光田健輔/1919)
・「愛生園では職員は患者に対して、決して取締主義を採らない。兄弟の情を以て、弟妹を教導啓発することに専念する。但し民法には、親権を行う父母で、その子に対する懲戒権を認めている。愛生園にも患者に対する懲戒検束の規程がある。併しこの規程は、取締主義から生まれたものでなくして、前記民法の規程と同